

## 田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する豚熱及びアフリカ豚熱（以下「豚熱等」という。）が市内で発生した際に、田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、豚熱等により家畜の殺処分等を実施した養豚事業者に対する早期の経営再建の支援、他の養豚事業者への豚熱等のまん延防止及び防疫意識向上を図ることを目的とする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、再建支援事業（市内で発生した豚熱等によりその家畜を殺処分等された農家はその経営を再建するための事業）及び防疫強化事業（豚熱等による被害を最小限に抑えるための事業）とする。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の交付対象事業に応じ、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 再建支援事業 豚熱等の発生により家畜の殺処分等を実施した市内の養豚事業者で、経営の再建を行おうとするもの
- (2) 防疫強化事業 市内で養豚事業を営む者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

- (1) 市の補助制度等を不正に利用したことがある者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) その他市長が不相当と認めた者

(交付対象経費等)

第4条 交付金の交付の対象となる経費及び交付すべき金額は、次の交付対象事業に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 再建支援事業 殺処分となった農家が養豚業に使用する畜舎等（畜舎用地、畜舎及び償却資産）の固定資産税相当額（殺処分に伴う防疫措置が完了となった期日の属する年度において田原市市税条例（昭和36年田原町条例11号）の規定に基づき算定される金額とし、算定された額に1,000円未満の端数金額が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）に2を乗じた額
- (2) 防疫強化事業 防疫強化事業に要する経費に対し、10万円

(交付金の申請)

第5条 交付金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、田原市豚熱等被害農家再建支援等交付申請書（様式第1号）を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、交付金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、田原市豚熱等被害農家再建支援等交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に条件を付すことができる。

(交付金の請求等)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた日から30日以内に田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があった場合は、直ちにその内容を審査し、当該請求書を受けた日から30日以内に当該申請者に交付金を交付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定をした後において、申請者が次に掲げる事由に該当するときその他特別な事由により交付金の交付が不相当と認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 交付決定後において、豚熱等発生により家畜の殺処分等を実施した養豚事業者がその事業を廃止し、又は当該事業所を他に譲渡したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。

(3) 補助金を交付の目的以外の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により、交付決定の取消し又は変更をしたときは、交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

3 第1項の規定による交付決定の取消し又は変更の通知は、田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金交付取消し等通知書（様式第4号）によるものとし、前項の規定による交付金の返還の請求は、田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金返還請求書（様式第5号）によるものとする。

(遅延利息)

第9条 前条の規定により交付金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認められた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。  
附 則  
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金交付申請書

第 号  
年 月 日

田原市長 殿

（申請者）  
所在地  
名 称  
代表者氏名

田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金の交付を申請します。

記

|   |         |   |   |
|---|---------|---|---|
| 1 | 交付申請額   | 金 | 円 |
|   | ①再建支援事業 | 金 | 円 |
|   | ②防疫強化事業 | 金 | 円 |

（添付書類）

- 1 再建支援事業の交付を受けようとする申請者は経営再建計画の分かる書類
- 2 防疫強化事業の交付を受けようとする申請者は交付金交付の当該年度における豚の飼養状況概要の分かる書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付け第 号で交付申請のあった田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円  
①再建支援事業 金 \_\_\_\_\_ 円  
②防疫強化事業 金 \_\_\_\_\_ 円

2 この交付金の対象となる事業及びその内容は 年 月 日付け第 号による申請書記載のとおりとする。

3 交付条件

様式第3号（第7条関係）

田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金請求書

第 年 月 日 号

田原市長 殿

（申請者）  
所在地  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付け第 号で交付決定のあった田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金を下記のとおり請求します。

記

補給金交付決定（確定）額 金 円

様式第4号（第8条関係）

田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金取消し等通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付けで認定通知した豚熱等被害農家再建支援等交付金については、下記の理由により交付決定を取り消したので、田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

|        |     |  |
|--------|-----|--|
| 対象者    | 氏名  |  |
|        | 住所  |  |
|        | 事業所 |  |
| 取消しの理由 |     |  |

様式第5号（第8条関係）

田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金返還請求書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

印

下記のとおり田原市豚熱等被害農家再建支援等交付金を返還してください。

記

| 交付金返還額       | 年度交付分 円 |
|--------------|---------|
| 交付金返還<br>内 容 |         |
| 返 還 の 理 由    |         |
| 納 入 期 限      | 年 月 日   |